解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

広島県三次市南畑敷町四八四番地

三次フードセンター株式会社

代表清算人　三田　武志

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

広島県三次市南畑敷町四八七番地の一

三次土地建物株式会社

代表清算人　三田　武志

解散公告

当社は、令和八年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

広島県庄原市西本町二丁目一番四〇号

株式会社三次フードセンター庄原店

代表清算人　三田　武志

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

徳島県三好郡東みよし町中庄一二三三番地

株式会社ホンダカーズ三好

代表清算人　加藤　寧

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

福岡県三潴郡大木町大字上木佐木五一番地一

有限会社テックＡ・Ｃ・Ｓ

清算人　古澤　芳子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

熊本県熊本市東区山ノ神二丁目一四―五

精美加株式会社

代表清算人　赤城　純子

解散公告

当社は、令和八年二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

熊本市中央区帯山一丁目二一番五〇号

有限会社エトウ地所

清算人　江藤　弘文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

鹿児島市易居町一番地二号　鹿児島市役所

みなと大通り別館六Ｆ八号室

株式会社ＯＡＳＹＳ鹿児島

代表清算人　徳重　剛

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

沖縄県沖縄市泡瀬二丁目一一番八号一Ｆ

株式会社ファニープラニング

代表清算人　下地　啓太

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

岩手県一関市厳美町字若井原一三一番地一

農事組合法人本寺ブルーベリー生産組合

清算人　槻山　隆

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

千葉県我孫子市布佐八四五番地一ヒルサイドビル丹羽一階

医療法人社団親切堂成広医院

清算人　成廣　朗

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

京都市下京区室町通松原下る元両替町二五八番地蝶花ビル四階　医療法人社団仁瑛会

清算人　林　博之

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月四日開催の社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和八年二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

香川県高松市中新町一一番地八

医療法人晴明会

清算人　市川　理恵

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

広島市中区舟入南二丁目一番一号

医療法人寿盛会

清算人　林原　久盛

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

熊本県山鹿市菊鹿町太田三〇二番地

西教寺

清算人　菊堂映理子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月八日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十日

福岡県大野城市牛頸三丁目二番五号

医療法人健修会

清算人　久冨　圭子